

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

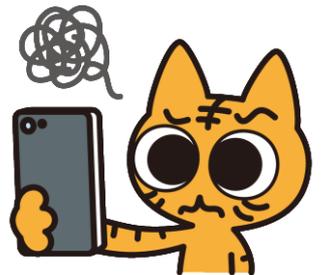
- ◆架空請求による被害が後を絶ちません
- ◆女性の美容医療トラブル
- ◆「2016 FPフォーラム in 宮城」が開催されます
- ◆宮城県消費生活サポーターになりませんか？



架空請求による被害が後を絶ちません

【こんな事例がありました】

スマートフォンに「サイト利用料金課金中。利用しない場合は退会手続きのため、至急ご連絡ください。」というメールが届いた。身に覚えがなかったので記載されている連絡先に連絡すると、「身に覚えがなくても携帯電話の自己管理責任があるので、利用料を今日中に支払うように。」と言われた。



©KANAGAWA2016

個人情報

架空請求とは

身に覚えのない請求に関するメールやハガキが弁護士や公的機関のような名称から届き、「裁判にする」「財産を差し押さえる」などの文面で消費者の不安をあおり、消費者が業者に連絡を取るよう仕向ける手口です。

1度連絡を取ってしまうと、氏名や電話番号、住所などの個人情報を知られてしまい、しつこく連絡されたり金銭を要求されたりします。



★トラブルに遭わないために★

- 身に覚えがなければ連絡せず、無視しましょう！
- 1度このようなメールが届くと、今後も届く可能性があります。気になる場合はメールアドレスを変えることも手立ての1つです。
- 不審なメールや電話等を受け、不安や疑問を感じた際は、相手と連絡を取ったりお金を支払う前に、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。



女性の美容医療トラブル

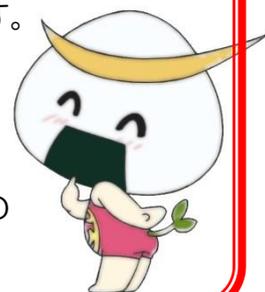
自由診療が中心である美容医療では、施術費用は個々のクリニックで自由に設定できます。しかし、注射を数本打たれ1,000万円前後の請求を受けたなど、深刻な高額請求トラブルが60歳以上の女性を中心に発生しています。



- 【事例1】しわ伸ばしのためにクリニックに行ったら即日施術され、約1,300万円を請求された。
- 【事例2】相談のつもりで訪れたクリニックでしつこく勧誘され、帰るために即日施術をしてしまった。
- 【事例3】腹部の脂肪溶解注射を勧められ、当日に施術したが、効果も感じられず解約したい。
- 【事例4】クリニックでしわを取る施術を受けたが、腫れがひかない。ずさんな施術なのに高額な請求で納得がいかない。

★トラブルに遭わないために★

- リスクなく簡単にきれいになれるとうたう宣伝をうのみにしないようにしましょう。
- 医師でないクリニックのスタッフが医療行為をしている可能性もあります。医師の担当する範囲や施術の流れを十分に確認しましょう。
- 想定した金額より高額な料金を提示された場合には、契約しないことを伝えましょう。特に、希望しない即日施術ははっきり断りましょう。
- やむなく高額な契約をしてトラブルとなった場合には、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。



「2016 FPフォーラム in 宮城」が開催されます

事前申込制
・先着順
参加無料

主催：NPO法人日本FP協会宮城支部、財務省東北財務局
2016 FPフォーラム in 宮城

開催日：平成28年10月29日（土）

会場：仙台市情報・産業プラザネ！ットU（アエル 5階・6階）

セミナー

13:30～15:00【受付13:00】
アエル5階多目的ホール（200名）

「最強の老後資産形成法、確定拠出年金を活用しよう！」

【講師】大江 加代 氏 AFP（ファイナンシャル・プランナー）
・株式会社オフィス・リベルタス 取締役
・NPO法人確定拠出年金教育協会 理事

金銭教育ゲーム

10:00～12:30【受付9:30】
アエル6階セミナールーム2

「買い物ゲーム（東北財務局企画）
～お誕生日パーティーのお買い物をしましょう～」
（小学3～6年生の児童25名）

個別無料相談会

●①10:00～ ②11:00～ ③12:00～ 各回3組（計9組） 1組50分 【要予約】
資産運用、年金、マイホーム、保険の見直し、相続のこと…何でもお気軽にご相談ください。

アエル5階多目的ホール

●15:10～16:00 6組 1組50分 確定拠出年金に関する相談

お問い合わせ・予約先
日本FP協会宮城支部



0120-874-251 平日 10:00～17:00



宮城県消費生活サポーターになりませんか？

宮城県では平成27年度に引き続き、身近な地域での消費者教育を担っていただく「消費生活サポーター」を募集しています！

昨今、特殊詐欺やインターネット、契約に関するトラブルなど、消費生活に関する問題は日々多様化・複雑化しています。また、高齢化や独居化が進み、被害が深刻化することも予想されます。

そこで県では、**地域に根ざした皆さんの力を求めています！！**一緒に消費者啓発活動などを通して、消費者をトラブルから守りませんか？



消費生活サポーターとは？

身近な地域の消費者トラブルを未然に防ぐために、「自分のできる範囲」で消費者教育の活動を担うボランティアです！ ※サポーターには県の負担によりボランティア保険に加入していただきます。

こんな活動をしています！

(1) 身近な地域での啓発活動！

- 県消費生活センターで発行しているチラシ等を町内会や地域の集まりで配布、解説する。
- 消費者トラブルに遭っていると思われる方がいた場合、消費生活センターに相談するようにアドバイスする。

(2) 地域と行政のパイプ役！

- 身近な地域での消費者トラブルやニーズを消費生活センターへ情報提供する。
- 消費生活センターからの最新情報を身近な地域に届ける。

(3) 「自立した消費者」を目指した積極的な学習！

- 消費生活センター等で開催する研修会やイベントへの参加
- 自己学習



街頭啓発の様子



フォローアップ講座の様子

消費生活サポーターになっていただく方には、養成講座を受講していただきます。消費生活に関する基礎知識を2日間で学べる内容になっていますので、消費生活に興味がある方はぜひお申し込みください。**受講は無料**です！

講座日程

お好きな会場で受講ください！
同一会場で2日間の受講が難しい場合は、別会場での受講も可能です。
全日程 10時～16時を予定しています。
各会場とも定員は40名です。

大崎会場（県大崎合同庁舎）

- 1日目 平成28年11月14日(月)
- 2日目 平成28年11月21日(月)

大河原会場（県大河原合同庁舎）

- 1日目 平成28年11月16日(水)
- 2日目 平成28年11月25日(金)

仙台会場（県自治会館）

- 1日目 平成28年11月15日(火)
- 2日目 平成28年11月22日(火)

気仙沼会場（県気仙沼合同庁舎）

- 1日目 平成28年11月17日(木)
- 2日目 平成28年11月18日(金)

●対象●

宮城県にお住まいの消費生活や消費者問題に興味のある個人又は団体
※団体で申し込まれる際は事前にお問い合わせください。

●申込み方法●

申込書を消費生活・文化課までご提出ください。
※申込書は消費生活センターホームページや県消費生活センター、各県民サービスセンターなどで配布しています。
【平成28年11月4日(金)必着】

お問い合わせ、申し込みはこちら

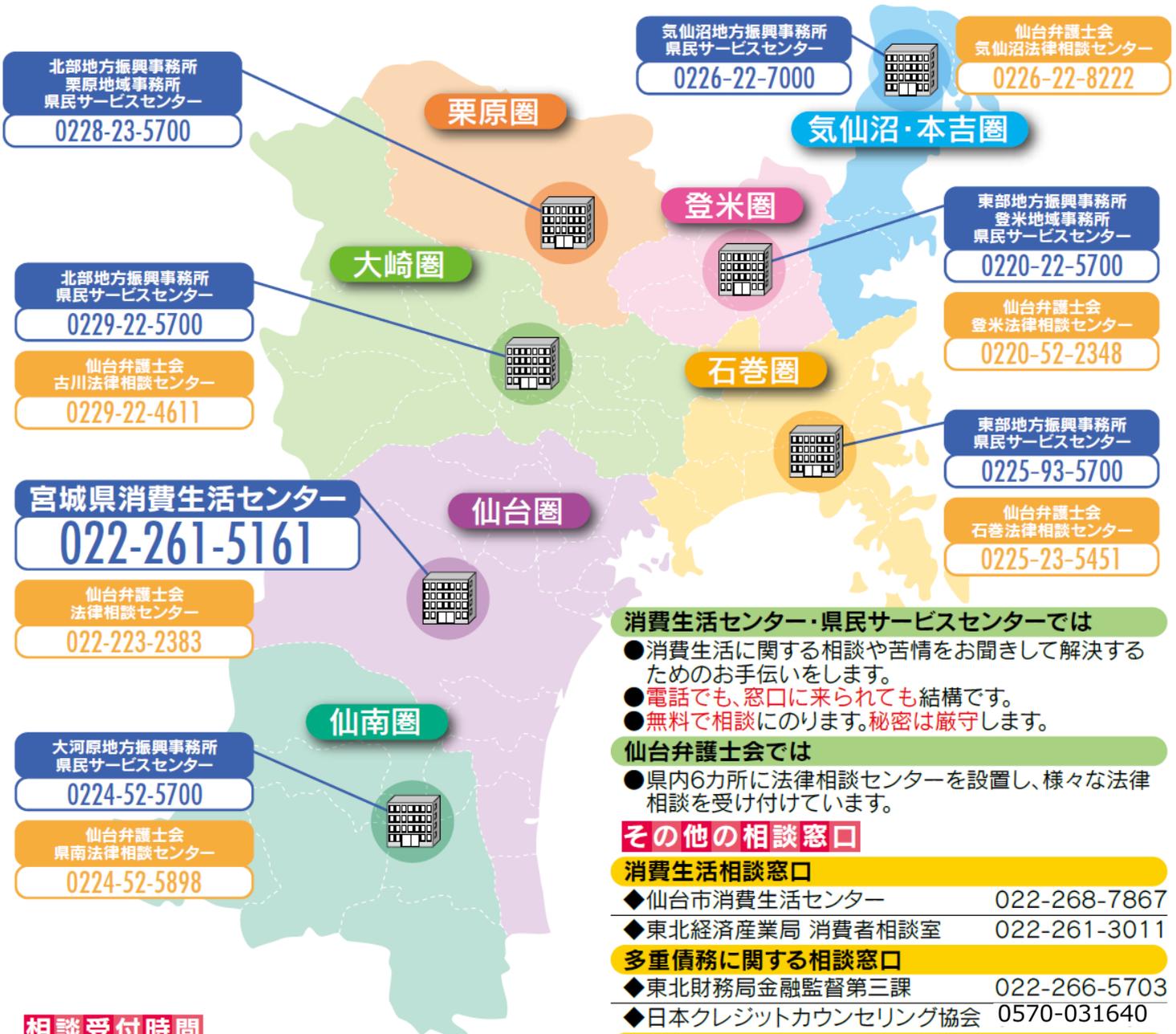
宮城県環境生活部消費生活・文化課
(宮城県消費生活センター)

仙台市青葉区本町3-8-1
TEL:022-211-2524
FAX:022-211-2959

困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

- 消費生活相談窓口**
- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
 - ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011
- 多重債務に関する相談窓口**
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
 - ◆日本クレジットカウンセリング協会 0570-031640

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、本情報誌のバックナンバーをご覧ください。
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで（電話 022-211-2524）